

運動部活動場面における体罰と鍛錬の境界

—人は如何なる行為を体罰と判断しやすいか？—

内田 遼介¹⁾

寺口 司²⁾

大工 泰裕^{2) 3)}

1)流通科学大学人間社会学部

2)大阪大学大学院人間科学研究科

3)日本学術振興会



背景

■体罰とは？（文部科学省, 2013; 東京都教育委員会, 2014）

- 教員が、戒めるべき言動を再び繰り返させないために、児童生徒の身体に直接的または間接的に肉体的苦痛を与える行為



直接的な肉体的苦痛

(身体に対する侵害を内容とするもの)

殴る・蹴るなど



間接的な肉体的苦痛

(肉体的苦痛を与えるようなもの)

長時間の正座・起立など

背景

■体罰であるか否かを判断する難しさ

- 運動部活動中に、指導者が部員の頭を強くたたいたり、足で身体を蹴ったりするような行為



- 運動部活動中に、指導者が部員の身体に直接的に触れることなく過酷な鍛錬を命じるような行為は??

間接的な
肉体的苦痛??

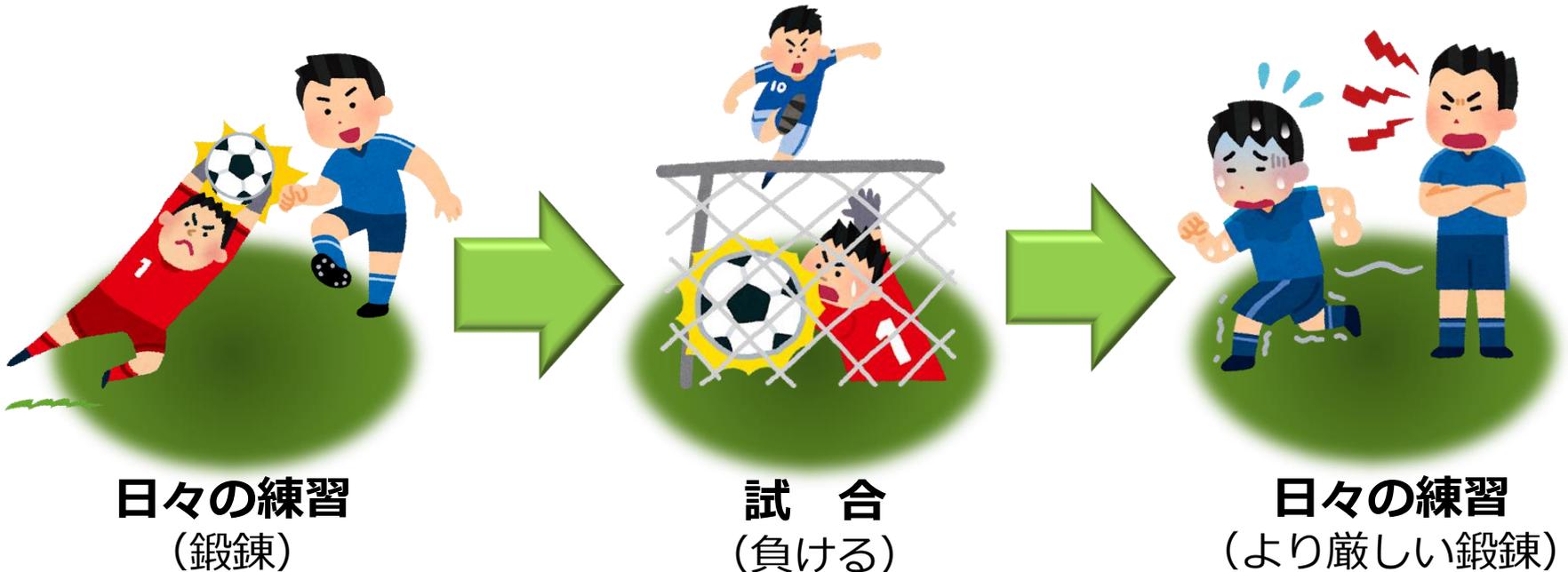


例: 試合に負けたので、100mダッシュを繰り返すように命じる

背景

■鍛錬には肉体的苦痛が伴う

- 競技力向上を目的に活動する運動部において、指導者は日々の練習で部員に鍛錬をさせる



日々の練習で思うように競技力が向上しなければ
より厳しい鍛錬に変化

背景

■ 限度を超えた鍛錬は体罰か？

- 生活態度を理由に「気合いを入れ直さないといけない」として、部員に100m走を100本走らせる

私立美濃加茂高校（岐阜県美濃加茂市）硬式野球部の2年男子（26歳）が部活動中に重度の熱中症で救急搬送され、集まったことが分かった。（中略）同校は26日、コーチを無期限指導停止、監督はこうし

ごろ、生徒に100メートル走を100本走らせる
は練習開始から
もいた。監督はこうし
生活態度を理由に「気合いを入れ直さないといけない
という。（中略）同校は26日、コーチを無期限指導停止、監
と厳重注意の処分とした。赤崎耕二校長は「体罰に近い行き過ぎた指導
だった」とコメントした。

直接的に肉体的苦痛を与えていない
体力を向上させる効果があるといえはある

背景

■我々が主張したいこと

- 競技力向上を目的に活動する運動部において、体罰と鍛錬の境界は極めて曖昧である



例: 試合に負けたので、100mダッシュを繰り返すように命じる



例: 走塁スキル向上のために、ひたすら走塁練習を命じる

当事者である指導者でさえ、どこに境界があるか困惑

(朝日新聞 2013年2月4日 朝刊3ページ 東京本社)

背景

■曖昧な境界を解決する方法

➤ 運動部活動場面でなされた指導者の行為が、社会問題として顕在化するプロセスに着目

➤ 体罰動画の顧問、減給の懲戒処分 大阪府教育庁【大阪】

(朝日新聞 2017年7月29日 朝刊35ページ 大阪本社)

➤ ツイッターで体罰発覚 武蔵越生高、コーチ解雇
/ 埼玉

(朝日新聞 2017年6月14日 朝刊21ページ 埼玉)

➤ 浜松日体高校のバレー部で体罰 顧問が平手打ち

(朝日新聞 2013年9月17日 夕刊14ページ 東京本社)

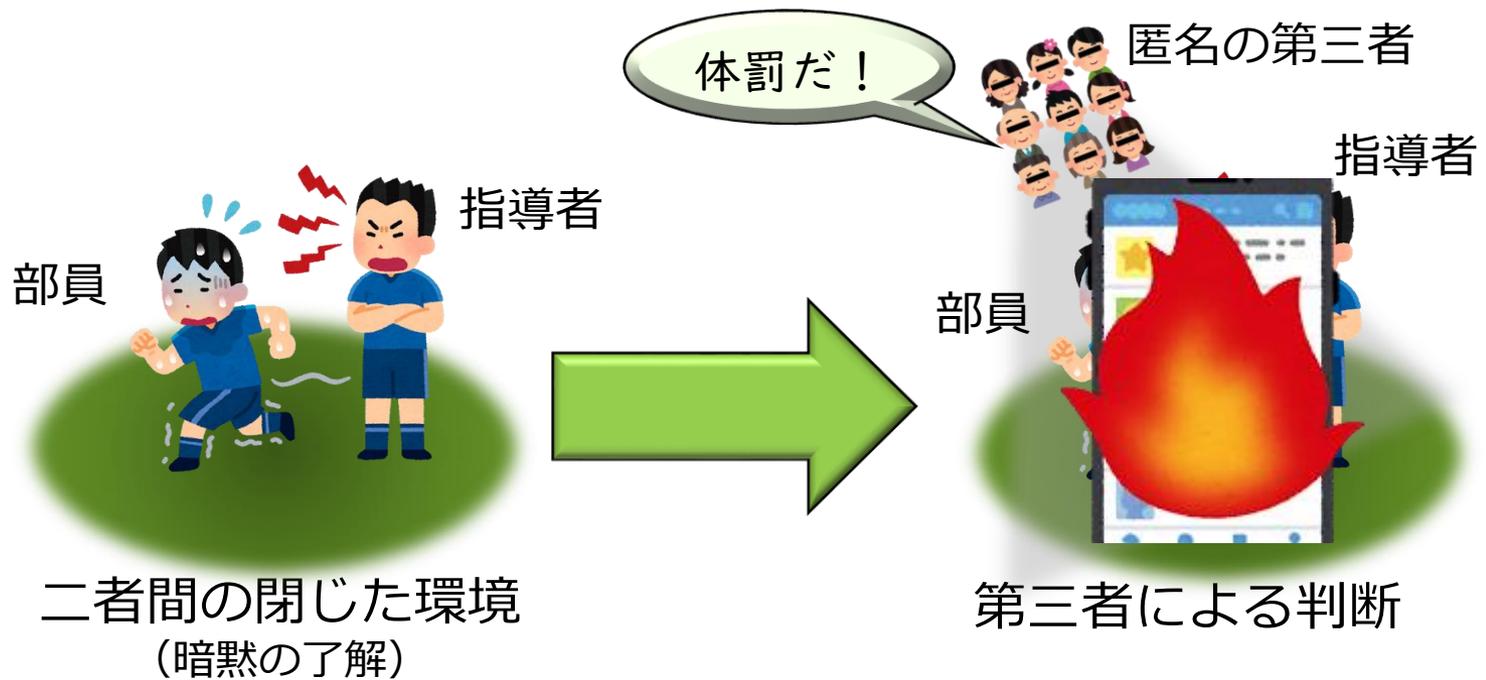


SNS上での炎上がきっかけとなった体罰報道

背景

■指導者の行為を第三者がどう判断するか

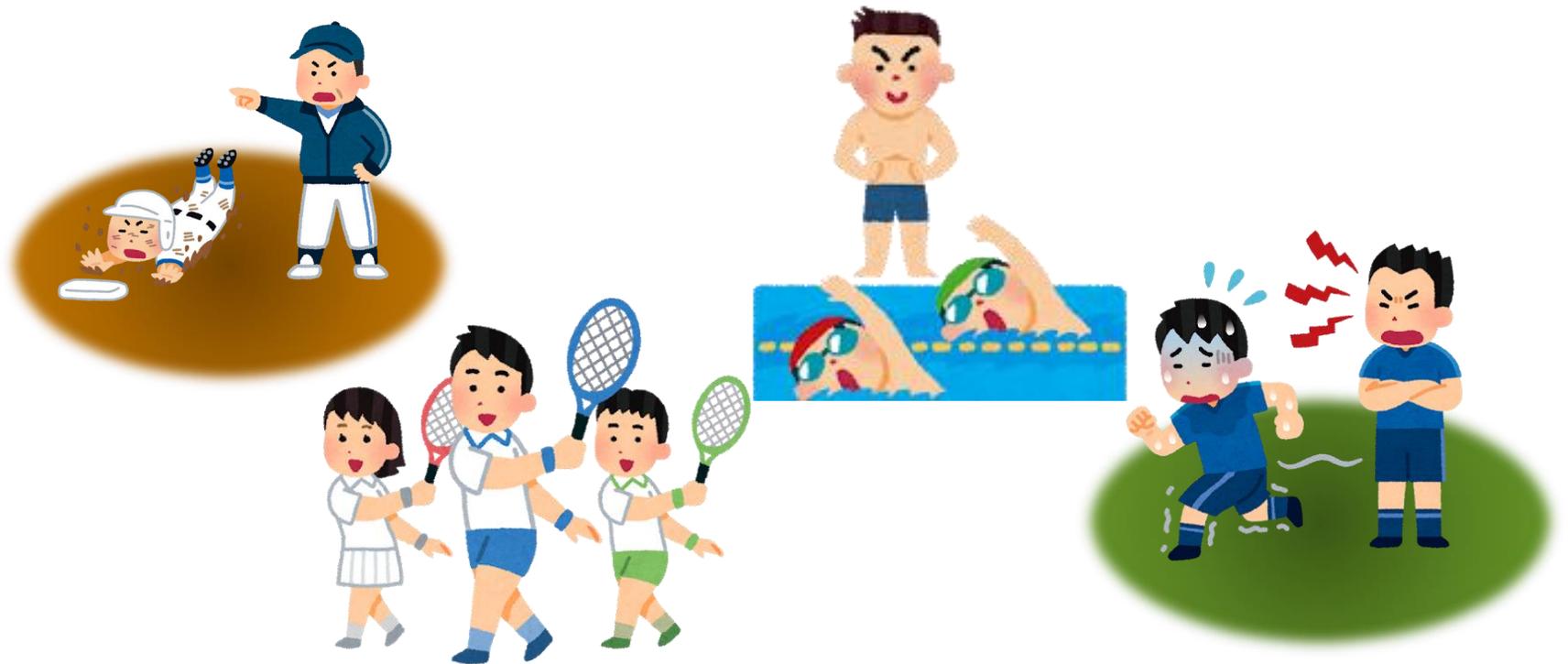
- 二者間の閉じた環境のなかで了解されてきた指導者の行為が、第三者の視点から判断される時代に



第三者である一般の人々が指導者の行為をどのように判断するのかあらかじめ把握しておくことが大切

目的

第三者である一般の人々が指導者の如何なる行為を「体罰である」と判断するのか？



判断の傾向を明らかにするべく、様々な経緯でなされた指導者の行為を複数提示して体罰と鍛錬の境界を検討

方 法

方法

■本調査: オンライン調査

- 一般の人々が、如何なる経緯でなされた指導者の行為をより「体罰である」と判断しやすいのか検討



- ◆ 1000名を目標に募集告知情報をWebサイト上に掲載
- ◆ 調査内容に興味をもった人を対象
- ◆ 1名につき100円の謝礼

オンライン上で調査対象者を募集

方法

■本調査: 調査票※の構成

従属変数

■(様々な経緯でなされた)指導者の行為に対する容認度

独立変数

予備調査の結果を踏まえて作成

■被体罰経験

■体罰効果性認知

■運動部所属経験

■攻撃性

■性別

■年齢

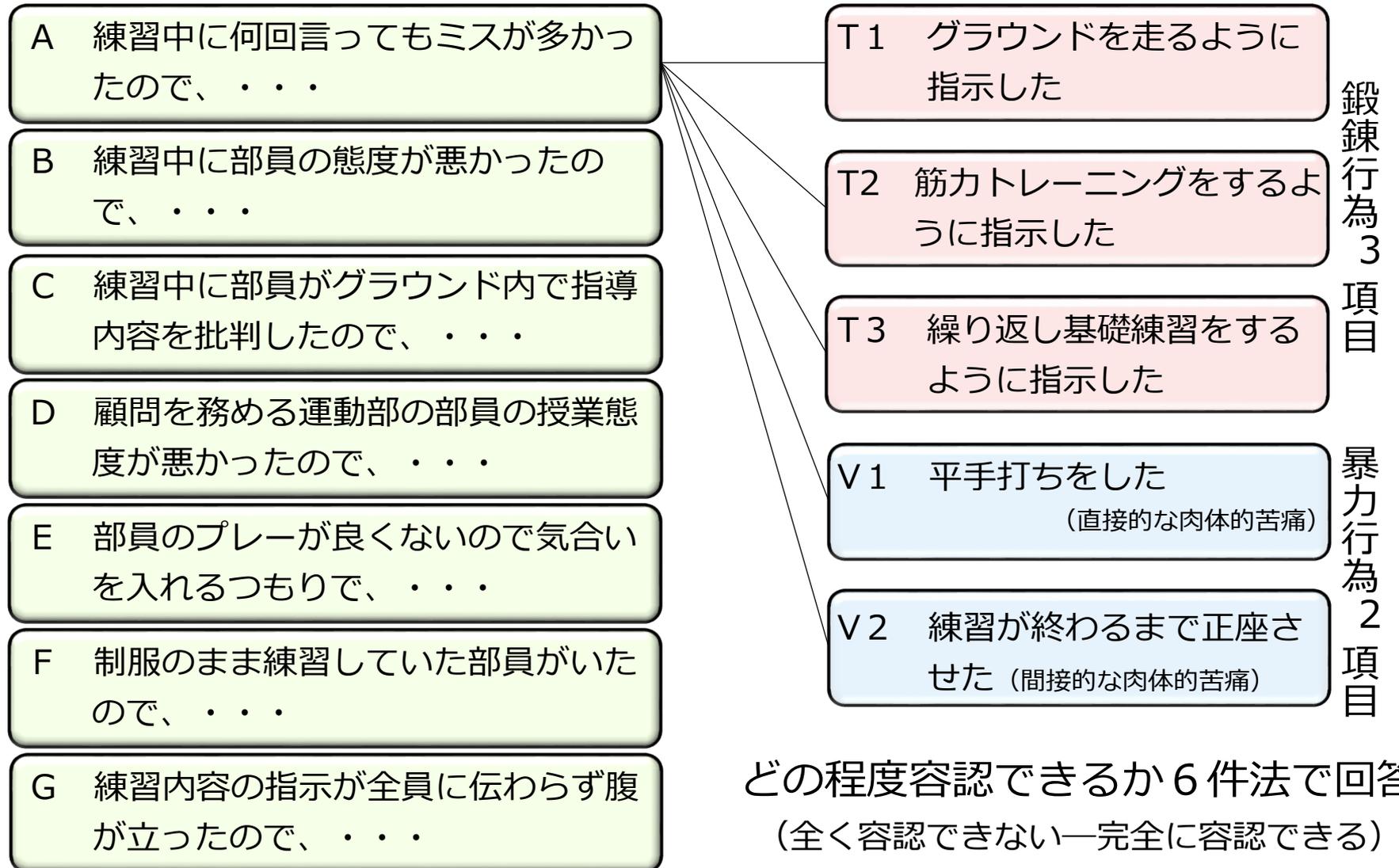
■職業

■学校教育法についての事前知識

※調査に際して応分の注意資源を割こうとしない行動を示す調査対象者を除外する設問を組み込んだ

方法

■指導者の行為に対する容認度 (7経緯×5行為の合計35項目)



どの程度容認できるか6件法で回答
(全く容認できないー完全に容認できる)

結 果 と 考 察

結果と考察

■分析対象者

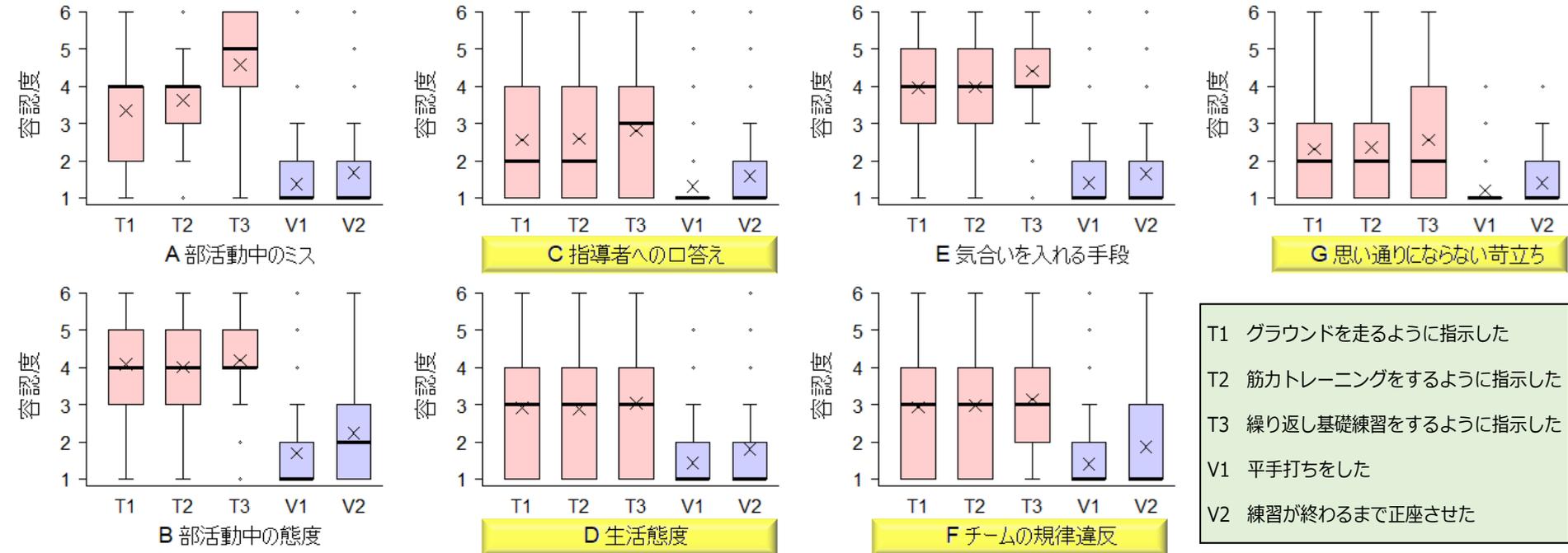
- オンライン上で回答した対象者は1027名
- 回答不備を除いた分析対象者は621名（有効回答率60.46%）

分析対象者についてのその他の情報

- ☞ 男性268名，女性353名
- ☞ 学生74名，教育職20名，非教育職527名
- ☞ 平均年齢 37.37歳（SD=10.94歳）
- ☞ 運動部所属経験者 621名中450名（72.46%）
- ☞ 被体罰経験者 450名中159名（35.33%）



結果と考察



➤ 7つの経緯のうち、4つにおいて、行為の別を問わず、すべて中央値と平均値が尺度上の中点（3.5点）を下回っていた

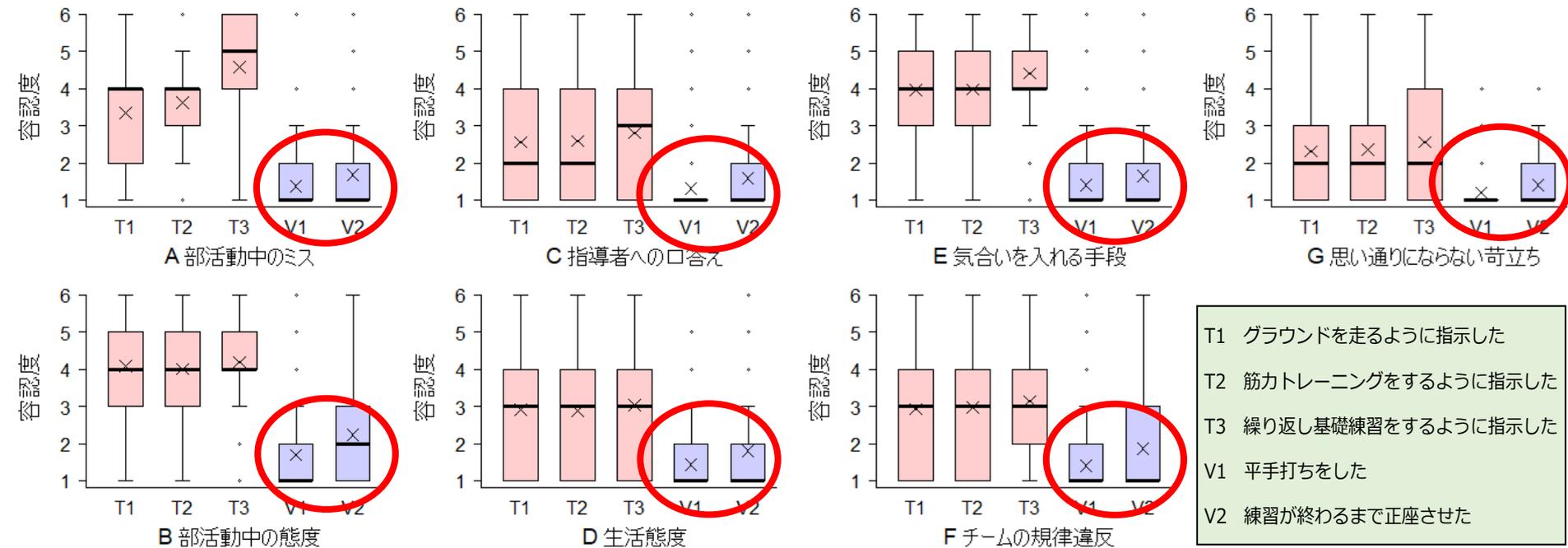
■分散分析の詳細

👉 2要因参加者内計画（経緯7水準×行為2水準※）

※解釈を容易にするため、鍛錬行為3項目と暴力行為2項目を各々平均化して2水準で扱った

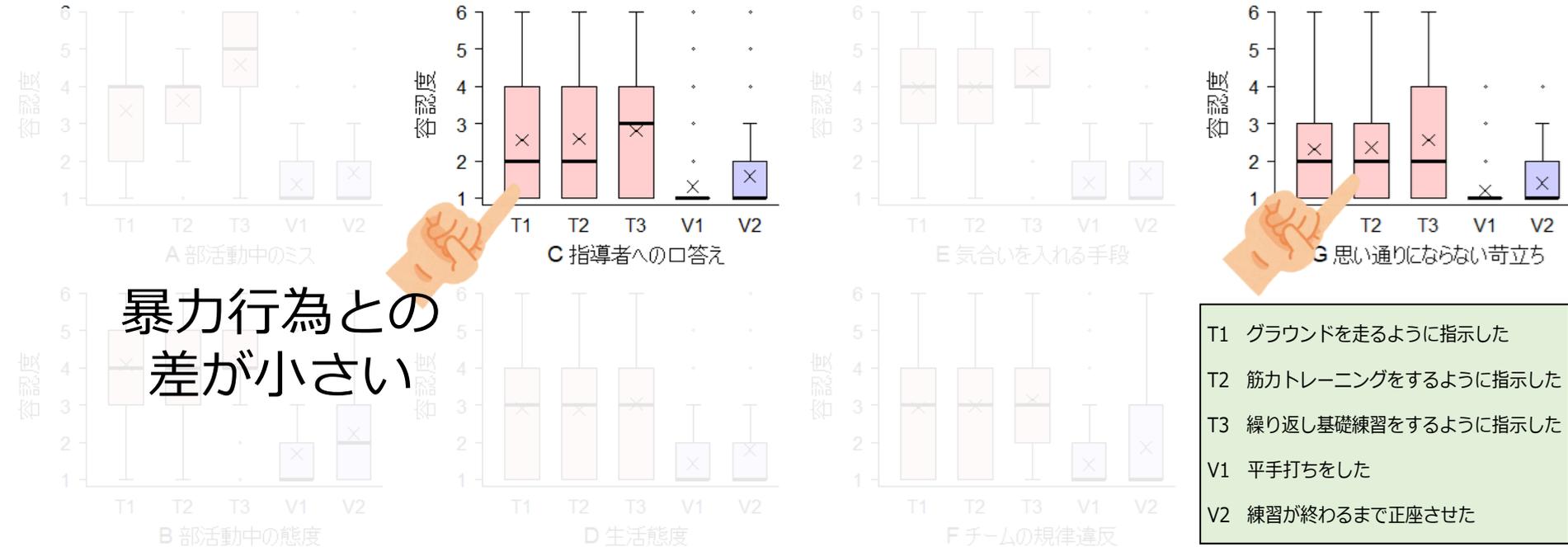
👉 交互作用が有意 ($F(6, 3720) = 242.84, p < .001, \text{partial}\eta^2 = .281$)

結果と考察



➤ 全ての経緯において、暴力行為は一貫して鍛錬行為よりも容認されない行為と認識されていた

結果と考察

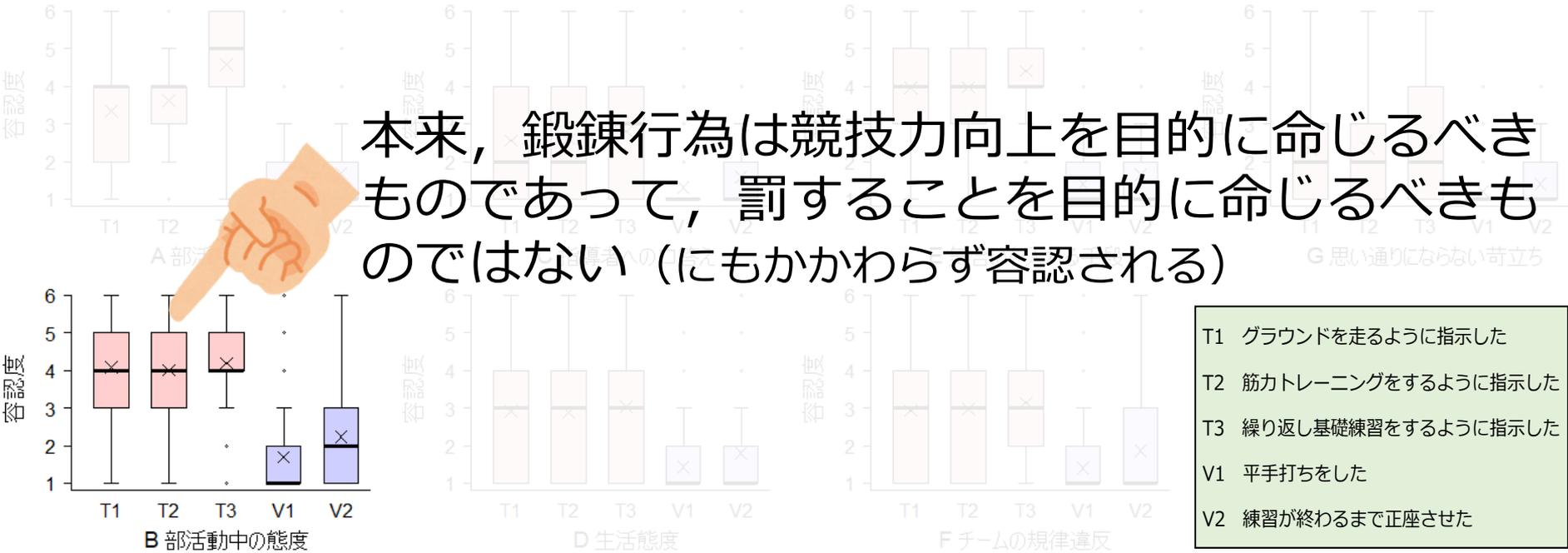


暴力行為との
差が小さい

➤ただし、一般的に鍛錬行為と認識される行為であっても、一方的に指導者側の非合理的な理由で命じられた場合は、「体罰である」と判断されやすくなる

結果と考察

本来、鍛錬行為は競技力向上を目的に命じるべきものであって、罰することを目的に命じるべきものではない（にもかかわらず容認される）



- T1 グラウンドを走るように指示した
- T2 筋力トレーニングをするように指示した
- T3 繰り返し基礎練習をするように指示した
- V1 平手打ちをした
- V2 練習が終わるまで正座させた

➤合理的とは言えないまでも、もっともらしい理由さえあれば、罰する目的で鍛錬行為を命じることが容認される

結果と考察

■ 「体罰である」と判断しやすい人々の特徴

- 指導者の行為に対する容認度※を従属変数とした重回帰分析によって検討

独立変数	b	SE	95%下限	95%上限	p値
年齢	0.000	0.005	-0.010	0.010	.933
性別(女性=0)	0.299	0.121	0.061	0.537	.014
攻撃性					
身体的攻撃	0.087	0.085	-0.077	0.250	.299
敵意	-0.054				
運動部所属経験	-0.119	0.157	-0.388	0.149	.158
被体罰経験	0.240	0.085	0.073	0.408	.005
体罰観察経験	-0.086	0.071	-0.226	0.055	.231
体罰効果性認知	0.340	0.071	0.201	0.479	.000
学校教育法第11条の知識	-0.037				.551

女性 > 男性

体罰を受けた経験が ない > ある

体罰に効果があると

考えていない > 考えている

※容認・否認の判断が最も割れた生活態度に

体罰防止教育への貢献

体罰防止教育への貢献

練習中に部員の態度が悪かったので、・・・

*

	まったく容認できない	かなり容認できない	やや容認できない	やや容認できる	かなり容認できる	完全に容認できる
筋力トレーニングをするように指示した	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>
繰り返し基礎練習をするように指示した	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
練習が終わるまで正座させた	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>
グラウンドを走るように指示した	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
平手打ちをした	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

戻る

次へ

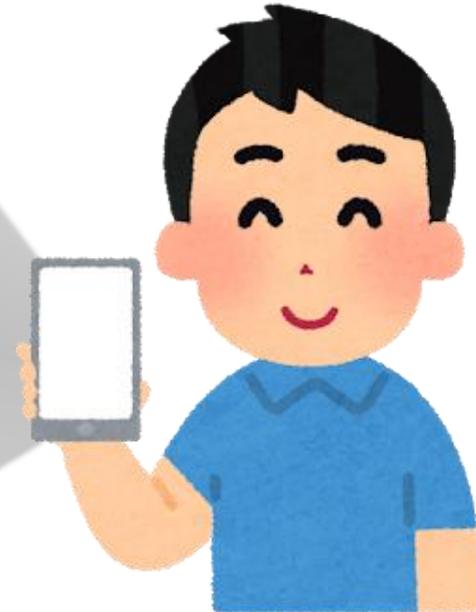


Googleフォームを使った例

(https://www.google.com/intl/ja_jp/forms/about/)

指導者の行為に対する容認度

を測定するための項目群



スマホなどで簡単に回答できる
環境に落とし込む

体罰防止教育における事前の態度確認として活用

体罰防止教育への貢献

■例えば・・・

1. 体罰防止教育の受講前にスマートフォンなどを使って項目群を受講者に提示
2. それぞれの項目に対してどの程度容認できるか回答を求める
3. 自分自身の回答と一般的な人々の平均的な回答との差分を一人ひとりにフィードバック
4. 自分自身の判断基準がどれだけズレているのか客観的に理解させる

体 罰 防 止 教 育 を 受 講



体罰防止教育の効果を高めることができるか将来的に検討

結 論

- ①一般的に鍛錬行為と認識される行為であっても、一方的に指導者側の非合理的な理由で命じられた場合は、「体罰である」と判断されやすくなる
- ②合理的とは言えないまでも、もっともらしい理由さえあれば、罰する目的で鍛錬行為を命じることが容認される
- ③男性よりも女性の方が、体罰を受けた経験のある人よりもない人の方が、体罰に効果があると考えている人よりもないと考えている人の方が、(生活態度を罰する目的でなされた)指導者の行為を体罰と判断しやすい



ご意見・ご感想はオンライン上
でも受け付けています